

# 深伊沢小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月  
鈴鹿市立深伊沢小学校

## いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条・三重県いじめ防止条例第2条より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「人間として決して許されない行為」であると同時に、全ての児童の「健やかに成長する権利」を著しく侵害する重大な問題であると認識する。いじめはどの子にも起こり得る問題であり、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。

また、いじめは「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どものほかに、「いじめ」を面白がりたりはやしたてたりする子ども、見て見ぬふりや無関心の子どもなどを含む、集団の課題であるととらえる。全職員、全児童がいじめ問題の重要性を理解し、「いじめは絶対に許さない。いじめを見過ごさない。」という強い決意のもと、いじめ防止等に関する対策を行う。

## 2 学校におけるいじめの未然防止等に関する取組

### (1) 学力保障

人権教育を基盤に、すべてのこどもが安心して学べる授業づくりをめざす。

- ① 学習規律を整える
- ② 基礎基本の定着
- ③ 主体的な学びの推進
- ④ ネットリテラシー・情報モラルを育む教育の推進

### (2) なかまづくり

ともに挑み、ともに楽しむ子の育成をめざす。

- ① 自分もまわりの人も大切にできる子の育成
- ② 多様な意見を楽しみ、行事や学習の中に「おもしろさ」を見い出せる子の育成
- ③ 困難なことにも協力して粘り強く取り組む子の育成

### (3) 啓発

児童の主体的な活動を推進するとともに、保護者・地域とともに、児童が安心して学習や生活ができる学校づくりを推進する。

- ① 児童会を中心としたピンクシャツ運動や人権集会等で全校児童へ意識啓発
- ② 学校ホームページに「いじめ防止基本方針」や各種相談機関を周知

### 3 いじめの早期発見のための取組

#### (1) きめ細やかな児童理解

遊びやふざけあいであっても、大人の見えないところで被害が発生している場合がある。また、インターネット上で悪口を書かれていることを被害児童が知らずにいるような場合もある。些細な兆候を見逃さず、いじめではないか、との疑いをもってかかわる。

- ① 日常的な児童との対話や行動観察、日記等を通した児童の状況把握
- ② 連絡帳や電話、家庭訪問等を通した保護者意識の把握や情報共有
- ③ 教育相談やスクールカウンセラー、関係機関等、気軽に相談できる環境づくり
- ④ 定期的ないじめアンケート調査を通した実態把握

#### (2) 教職員の人権意識の高揚

児童と同じ目線で物事を考え、鋭い人権感覚を磨くとともに、いじめ防止の観点から自らの言動についても自己点検に努める。

- ① 教職員の人権感覚を見直すための研修会を継続的に実施
- ② セルフチェックシート等を活用した日常的な自己点検

### 4 いじめ事案に対する対応

#### (1) 校内「いじめ防止等対策委員会」への報告

いじめを発見、通報を受けた場合、速やかに管理職及び「いじめ防止等対策委員会」へ報告する。

#### (2) 被害児童や通報してきた児童の安全確保

全面的に支え、守る姿勢を貫く。

- ① 心のケアや一時的な緊急避難措置

#### (3) 聞き取りによる事実確認と報告

被害児童、加害児童、周囲の児童からの聞き取り及び、保護者への報告を行う。

- ① 複数の教員で対応
- ② 5W1Hに基づいた正確に事実確認
- ③ 児童の人権やプライバシーへの配慮

#### (4) 保護者への対応

被害児童・加害児童の保護者へ報告を行い、保護者とともに解決を図る。

- ① 家庭訪問等による、複数教員での直接対応

#### (5) 学級・学年・学校全体への指導

被害児童と保護者の承諾を得たうえで指導を行う。

- ① 被害児童の心情理解
- ② いじめの構造の理解
- ③ いじめ問題への主体的態度・行動への正当評価

#### (6) 教育委員会へ報告

第一報を入れ、対応策について継続的に指導・助言を受ける。

- ① 警察へ相談・連携する事案(犯罪行為として扱う必要のある事案等)

## 5 いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止取組の計画・実行・検証

いじめ事案が発生した場合は、速やかに委員会を招集し、組織的に対応する。

- ① 構成員として管理職、生徒指導担当、人権教育担当教員、低学年代表、高学年代表、特別支援コーディネーター担当、養護教諭（事案に応じて担任、関係教員）
- ② スクールカウンセラー等の参加依頼（必要と判断した場合、学校長より参加を依頼）
- ③ いじめ防止に関する措置を実効的に行うための「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」による早期解決
- ④ いじめ調査の実施・集約及び整理、報告（児童・保護者・教職員・教育委員会）
- ⑤ 解決を図るための教育委員会への継続的な報告・指導・助言
- ⑥ 再発防止の取組

## 6 保護者と児童の役割

### (1) 保護者として

いじめに対する基本的認識について共通理解し、学校と協力していじめをしない、させないしつけをお願いします。

- ① いじめに加担しないことを指導し、被害等の悩みがあれば周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- ② 児童を見守っている大人との情報交換に努め、いじめ根絶をめざし協働して取り組んでください。
- ③ いじめを発見した、またはいじめのおそれがあると思われた場合は、速やかに学校や関係機関等に相談・通報してください。

### (2) 児童として

自分自身を大切に、周りの人に思いやりの心をもって、誰もが安心して過ごせる学校にしましょう。

- ① 主体的にいじめ問題に取り組み、いじめのない学校づくりに努めましょう。
- ② 周囲にいじめがあると思われる時には、いじめられている児童に声をかけたり、周囲の人に相談したりしましょう。

## 7 関係機関との連携

### (1) 事案に応じた連携

適切な解決を図るため、様々な機関と連携する。

- ① 教育支援課、教育委員会事務局各課
- ② 子ども家庭支援課、市長部局関係各課
- ③ 鈴鹿市人権教育センター、三重県人権センター
- ④ 鈴鹿警察署（生活安全課）
- ⑤ 北勢少年サポートセンター
- ⑥ 津地方法務局鈴鹿出張所及び津人権擁護委員協議会 等

## 8 重大事態発生の対処

### (1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされている。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な所外を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準にかかわらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

### (2) 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに調査を実施する。また、当該児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係の必要な情報を適切に提供する。

いじめ問題に対する対応の流れ

※原則として、いじめを認知した日に校長と関係職員が情報共有し、当面の対応を決定する。

